

令和8年度おきなわ地域活性化施策活用促進事業委託業務の
企画提案募集に係る質問への回答

令和8年5月27日

No	項目	質問内容	回答
1	6 委託業務の内容	(2)①に「訪問先については、5箇所以上とし」とあり、また(3)①では「専門家の派遣回数は3回程度とする。」「専門家は、1箇所に対して1名以上を選定する。」とある。これは、(2)①で訪問した各市町村に対して専門家をそれぞれ3回程度派遣するという意味か。(この場合、専門家派遣回数は5市町村×3回程度で「15回程度」となる。)あるいは(3)①においては、専門家派遣先市町村等の数は規定せず、(2)①の訪問先の中から専門家の派遣が必要な市町村等に対して「合計として3回程度」派遣するという意味か。	専門家派遣の回数については、選定した5市町村×3回程度=15回程度を意味します。 派遣方法については、(3)の①の一ポツ目にありますとおり、市町村等及び専門家の意向を踏まえ決定しますので、必ずしも3回すべて現地への派遣を想定していません。ただし、1回以上は現地に派遣を行い、市町村へ支援を行ってください。 また、専門家の数に関しては、(3)の①の二ポツ目のただし書きにありますとおり、県及び市町村等が判断した場合には1名が複数市町村を担当することができます。